

平成27年11月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年（行ウ）第18号 処分取消請求事件

口頭弁論の終結の日 平成27年9月3日

判 決

奈良市○○○○○○○○○○○○○○

原 告 ○ ○ ○ ○

奈良市二条大路南1丁目1番1号

被 告 奈 良 市

同代表者兼処分行政庁 奈 良 市 長

仲 川 元 庸

同訴訟代理人弁護士 辻 中 栄 世

同訴訟復代理人弁護士 野 末 勝 宏

同 辻 中 佳 奈 子

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 奈良市長の行った原告に対する平成26年6月13日付け平成26年度国民健康保険料決定処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、16万1900円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、奈良市長（処分行政庁）が、原告の妻である○○○○○（以下「○○○」という。）の属する世帯の世帯主である原告に対し、○○○の国民健康保険料（以下「保険料」という。）の賦課処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、原告が、本件処分は奈良市行政手続条例（平成11年9月2

2日条例第19号。以下「行手条例」という。)に違反する違法なものであるなどと主張して、本件処分の取消しと徴収した保険料16万1900円の返還を求めた事案である。

2 法令の定め

(1) 国民健康保険法（以下「法」という。）及び奈良市国民健康保険条例（昭和34年3月30日条例第13号。以下「本件条例」という。）

ア 法76条1項は、保険者である市町村は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するか（同項本文）、地方税法の規定により国民健康保険税を課さなければならない（同項ただし書）旨定めており、本件条例8条は、保険料は被保険者の属する世帯の世帯主から徴収する旨定めている。

イ 本件条例8条の2は、保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課被保険者（介護保険法9条2号に規定する被保険者であり、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう〔国民健康保険法施行令29条の7第1項〕。）につき算定した介護納付金賦課額の合算額とする旨定めている。

ウ 本件条例9条及び12条の6の3は、保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする旨定めている。

(2) 行手条例

行手条例2条(5)号は、不利益処分とは、行政庁が、条例等に基づき特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し又はその権利を制限する処分をいう旨定め、行手条例13条1項は、行政庁は、不利益処分をしようと

する場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続（聴聞又は弁明の機会の付与）を執らなければならない旨定めている。ただし、行手条例13条2項(4)号は、「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ…る不利益処分をしようとするとき」は、上記手続を執る必要はない旨定めている。

3 前提事実（証拠等の掲記のないものは当事者間に争いがない。）

(1) 原告ら

原告は、肩書住居地に居住する奈良市の住民である。

原告の属する世帯の構成員は、原告及びその妻である〇〇〇の2名であり、住民基本台帳上の世帯主は原告である（弁論の全趣旨）。

原告は、被告が運営する国民健康保険事業の被保険者ではないが、〇〇〇は、平成25年7月30日、被告が運営する国民健康保険の被保険者の資格を取得した（甲1、弁論の全趣旨）。

(2) 本件処分

処分行政庁は、原告に対し、平成26年6月13日、被告が運営する国民健康保険事業の被保険者である〇〇〇につき算定した平成26年度国民健康保険料16万1900円を被告に納付すべき旨の平成26年度国民健康保険料賦課処分をした（本件処分）。

上記金額は、基礎賦課額12万9600円と後期高齢者支援金等賦課額3万2300円とを合算したものである（甲1）。なお、〇〇〇は、平成25年度当時65歳以上であり（甲2）、国民健康保険料の算定に当たり、介護納付金賦課額は合算されない（弁論の全趣旨）。

(3) 保険料の納付

原告は、平成26年6月30日、被告に対し、本件処分に係る保険料として合計16万1900円を納付した。

(4) 審査請求

原告は、平成26年8月11日、奈良県国民健康保険審査会に対し、本件処分についての審査請求を行ったが、本件口頭弁論の終結時（平成27年9月3日）までに同審査会による裁決はされていない。

4 争点

本件の争点は本件処分の違法性であり、具体的には、① 聴聞又は弁明の機会の付与の手續が執られなかったことが行手条例13条1項に違反するか（世帯主認定の手續的違法の有無）、② 原告を世帯主と認定したことが法及び本件条例の解釈を誤ったものか（世帯主認定の実体的違法の有無）、③ 賦課額（基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額）のうち所得割額の算定において社会保険料額の控除を行っていないことが本件条例の解釈を誤ったものか（保険料算定内容の違法）である。

(1) 世帯主認定の手續的違法の有無（争点(1)）

ア 被告の主張

法76条1項本文及び本件条例8条により、世帯主である原告は当然に保険料の納付義務を負うのであるから、処分行政庁が原告を保険料の納付義務者としたところは「不利益処分」には該当しない。また、処分行政庁が保険料額を決定したことは「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ…る不利益処分」（行手条例13条2項(4)号）に当たるから、聴聞又は弁明の機会の付与の手續を執る必要はない。

したがって、本件処分は行手条例13条1項に違反するものではない。

イ 原告の主張

本件処分は、国民健康保険制度上の帰属関係にない原告を国民健康保険法に規定する世帯主と認定し保険料納付義務者とすることをその内容に含むものであるから、「不利益処分」に当たり、そうである以上、処分行政庁は、行手条例13条1項により、聴聞又は弁明の機会の付与の手續を執る必要があったものである。

ところが、本件処分は上記手続を執ることなくされたものであるから、違法である。

(2) 世帯主認定の実体的違法の有無（争点(2)）

ア 被告の主張

法76条1項本文及び本件条例8条の定める「世帯主」が住民基本台帳上の世帯主と同一であることは、明らかである。このように解することは、社会の実情では世帯主が主な所得者であることが多いこと、他方、保険料の算定ないし徴収手続は大量の事務処理を伴うことから、可能な限りその負担を軽くし費用の発生を防ぐことは国民健康保険制度に有用であることに照らしても、相応の合理性がある。

したがって、処分行政庁が住民基本台帳上の世帯主である原告を法76条1項本文及び本件条例8条の定める世帯主と認定したことは、法及び本件条例の解釈を誤ったものではなく、本件処分は何ら違法ではない。

イ 原告の主張

法に規定する世帯主は「主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険税（保険料）の納税義務者（納税義務者）として社会通念上妥当と認められる者」をいうところ（都道府県知事あて厚生労働省保険局長による通知文〔平成13年12月25日付け保発第291号〕。以下「本件通知」という。）、原告は、住民基本台帳上の世帯主ではあるが、被保険者たる〇〇〇とは世帯の生計を一つにしておらず、「主として世帯の生計を維持する者」ではないから、法に規定する世帯主には当たらない。

ところが、処分行政庁は、法及び本件条例の解釈を誤り、原告を世帯主と認定して保険料を賦課決定したものであるから、本件処分は違法である。

(3) 保険料算定内容の違法の有無（争点(3)）

ア 被告の主張

本件条例10条1項は、基礎賦課額の所得割額の算定につき、「地方税

法314条の2第1項に規定する総所得金額…から同上第2項の規定による控除をした後の総所得金額…（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。」と規定し、本件条例12条の6の4は、後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定につき、「基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。」と規定しているのであるから、所得割額は、被保険者の総所得金額から基礎控除額のみを控除した金額に所定の保険料率を乗じて算定するものと解され、地方税法314条の2第1項各号所定の各種控除は適用されないと解すべきである。

したがって、処分行政庁が所得割額の算定において社会保険料額の控除を行っていないことは、本件条例の解釈を誤ったものではなく、本件処分に違法はない。

イ 原告の主張

本件条例10条1項は「前条の所得割額は、…地方税法314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額…の合計額から地方税法314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。」と定めているところ、地方税法314条の2第1項は総所得金額から同項各号に定める社会保険料等を控除する旨定めているのであるから、処分行政庁は、所得割額の算定において、少なくとも、処分行政庁が把握している社会保険料額（2万3600円）については控除すべきである。

ところが、処分行政庁は、本件条例の解釈を誤り、所得割額の算定において社会保険料額の控除を行わなかったものであるから、本件処分は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (世帯主認定の手続的違法の有無) について

(1) 原告は、本件処分は原告を保険料納付義務者とするをその内容に含む「不利益処分」に当たるにもかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執ることなくされたものであるから、行手条例13条1項に反し、違法である旨主張する。

しかしながら、本件処分は、〇〇〇の保険料について、原告に対し、「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ…る不利益処分」(行手条例13条2項(4)号)にほかならないから、行手条例13条1項の定める意見陳述のための手続(聴聞又は弁明の機会の付与)を執る必要はないものである。本件処分が原告を名あて人としてされたのは、原告が法76条1項本文及び本件条例8条の定める世帯主であるとの認定を前提とするものではあるが、それは原告に対して保険料を賦課する手続の一環であり、上記認定自体が独立した行政処分となるわけではないから、この点を捉えて聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執る必要があるとは解されない。

(2) したがって、原告の前記主張は、採用することができず、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らずにされた本件処分が、行手条例13条1項に違反する違法なものとは認められない。

2 争点(2) (世帯主認定の実体的違法の有無) について

(1) 原告は、本件通知によれば、法に規定する世帯主は「主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険税(保険料)の納税義務者(納付義務者)として社会通念上妥当と認められる者」をいうところ、原告は住民基本台帳上の世帯主ではあるが、「主として世帯の生計を維持する者」ではなく、法に規定する世帯主には当たらないにもかかわらず、処分行政庁は、原告を世帯主と認定して保険料を賦課決定したものであるから、本件処分は違法である旨主張する。

しかしながら、法76条1項本文及び本件条例8条が被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収する旨定めているのは、通常、世帯においては、世帯主が主として世帯の生計を維持し、当該世帯の構成員は世帯主と生計を同一にし世帯主の所得に依存して生活していることが多いとの社会の実情に鑑み、世帯主に保険料の納付義務を課すことにより、保険料の徴収を実効的なものとするを目的とするものと解される。そして、保険料の算定ないし徴収手続には大量の事務処理を伴うことから、可能な限り事務処理の負担を軽くし費用の発生を防ぐことが国民健康保険制度維持に有用であることに照らすと、世帯主が世帯の主な所得者であるか否かを実質的に判断せず、一律に世帯主に保険料の納付義務を課すものとするのが合理的である。

もっとも、国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯については、世帯主の同意を得て国民健康保険法施行規則10条の2に規定する世帯主の変更を市町村に届け出るなどの手続を経ることで、住民基本台帳法上の世帯主の変更を届け出ることなく国民健康保険における世帯主を変更することができるものとされており（擬制世帯であることを理由とする世帯主変更の手続）、本件通知はこのような取扱いを明らかにする趣旨のものである。

結局、法76条1項本文及び本件条例8条の定める世帯主は、上記変更手続がされていない限り、住民基本台帳上の世帯主をいうものであるところ、原告が上記変更手続を行った旨の主張立証はないから、住民基本台帳上の世帯主である（前記前提事実(1)）原告は、国民健康保険における世帯主に当たるものと認められる。

- (2) したがって、原告の前記主張は、採用することができず、原告を世帯主と認定してされた本件処分が、法及び本件条例の解釈を誤った違法なものとは認められない。

3 争点(3)（保険料算定内容の違法の有無）について

(1) 原告は、本件条例10条1項及び地方税法314条の2第1項の規定からすれば、処分行政庁は、所得割額の算定において、少なくとも処分行政庁が把握している社会保険料額（2万3600円）については控除すべきであるのに、これをしなかったものであるから、本件処分は違法である旨主張する。

しかしながら、本件条例10条1項は、所得割額の算定につき、「地方税法314条の2第1項に規定する総所得金額…から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額…（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する」と定めており、また、本件条例12条の6の4は、後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定につき、「基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。」と規定しているのであるから、その文言上、所得割額は、被保険者の総所得金額から基礎控除額のみを控除した金額に所得割の保険料率を乗じて算定するものと解され、地方税法314条の2第1項各号所定の各種控除は適用されないものと解される。

(2) したがって、原告の前記主張は、採用することができず、所得割額の算定において社会保険料額の控除を行わずにされた本件処分が、本件条例の解釈を誤った違法なものとは認められない。

第4 結 論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

裁判長裁判官	木	太	伸	広
裁判官	小	川	清	明
裁判官	菊	地	拓	也